

平成30年度第1回  
文京区景観づくり審議会会議録

日時：平成30年11月8日（木）

午後3：30～4：53

場所：文京シビックセンター

24階 区議会第1委員会室

文京区都市計画部住環境課

○萩原幹事 ただいまより平成30年度第1回文京区景観づくり審議会を開会させていただきます。

本日はお忙しい中、本審議会にご出席いただきましてまことにありがとうございます。

私は本審議会の事務局を担当しております都市計画部住環境課長の萩原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。これからは着座にてさせていただきます。

本日の資料はあらかじめお送りさせていただいておりますが、お手元にお持ちでない委員の方がいらっしゃいましたら、事務局までお声がけください。大丈夫でしょうか。

まず、お手元の資料を確認させていただきます。

次第及び名簿、座席表。こちらはA4の紙がそれぞれ1枚ずつ。資料第1号、こちらはペーパーで1枚です。資料第2号、ホチキスどめ、12枚物になってございます。そして参考資料第1号から参考資料第5号まで、ホチキスどめものと1枚物とございます。

以上でございますが、大丈夫でしょうか。

次に、会場のマイクの使用法でございますけれども、お手元のスイッチを押してからご発言いただき、終了いたしましたらスイッチをお切りいただきますようお願いいたします。

最後に、委員・幹事の出席つきましてご報告いたします。

伊藤委員と西村委員、山崎委員が所用のため欠席との連絡を受けてございます。

それでは、本審議会の進行につきまして、お手元の次第に従い、進めさせていただきます。

まず初めに、委員の委嘱を行います。

本審議会の委員につきましては、平成30年7月1日に任期が始まっております。皆様には委員就任につきましてご了承いただいているところでありますが、ここで改めまして成澤区長より、お一人ずつ委嘱状をお渡しいたします。自席にてご起立いただきまして、委嘱状をお受け取りいただきたいと思います。と存じます。

なお、区職員選出の委員及び幹事につきましては、既に任命を行っております。

区長、よろしくお願いいたします。

初めに、区民公募の委員の委嘱でございます。飯森路代様です。

○成澤区長 委嘱状。飯森路代様。文京区景観づくり審議会委員を委嘱します。平成30年7月1日付です。文京区長、成澤廣修。

どうぞよろしく申し上げます。

(委嘱状交付)

○萩原幹事 遠藤佳奈子様です。

○成澤区長 遠藤佳奈子様。

どうぞよろしくお願ひいたします。

(委嘱状交付)

○萩原幹事 武田知久様です。

○成澤区長 武田知久様。

どうぞよろしくお願ひいたします。

(委嘱状交付)

○萩原幹事 橘一洋様です。

○成澤区長 橘一洋様。

どうぞよろしくお願ひいたします。

(委嘱状交付)

○萩原幹事 藤塚和弘様です。

○成澤区長 藤塚和弘様。

どうぞよろしくお願ひいたします。

(委嘱状交付)

○萩原幹事 次に、学識経験者選出の委員の委嘱でございます。

岸田省吾様です。

○成澤区長 岸田省吾様。

どうぞよろしくお願ひいたします。

(委嘱状交付)

○萩原幹事 清水泰博様です。

○成澤区長 清水泰博様。

どうぞよろしくお願ひいたします。

(委嘱状交付)

○萩原幹事 土田寛様です。

○成澤区長 土田寛様。

どうぞよろしく願いいたします。

(委嘱状交付)

○萩原幹事 米田正彦様です。

○成澤区長 米田正彦様。

どうぞよろしく願いいたします。

(委嘱状交付)

○萩原幹事 次に、区議会議員の委員の委嘱でございます。

市村やすとし様です。

○成澤区長 市村やすとし様。

どうぞよろしく願いいたします。

(委嘱状交付)

○萩原幹事 森守様です。

○成澤区長 森守様。

どうぞよろしく願いします。

(委嘱状交付)

○萩原幹事 海津敦子様です。

○成澤区長 海津敦子様。

どうぞよろしく願いします。

(委嘱状交付)

○萩原幹事 金子てるよし様です。

○成澤区長 金子てるよし様。

どうぞよろしく願いいたします。

(委嘱状交付)

○萩原幹事 若井宣一様です。

○成澤区長 若井宣一様。

どうぞよろしく願いします。

(委嘱状交付)

○萩原幹事 それでは、ここで審議会の開会に当たりまして、成澤区長よりご挨拶を申し上げます。

区長、よろしくお願いいたします。

**○成澤区長** 皆さん、こんにちは。区長の成澤でございます。

平成30年度第1回の景観づくり審議会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日はご多用のところ、第1回の審議会にご参加いただきましてありがとうございます。

また、今、新たな期につきましての委員の委嘱をさせていただきましたが、岸田先生をはじめ、学識経験者の方々、そして、公募の区民委員の皆様方、実りの多い審議を通して、本区の都市景観の向上のために今後ともご尽力いただきたいというふうに思います。

本日は、事前に都市景観賞の候補地をご視察いただいた後の選考ということで、長時間にわたりましてご苦勞をおかけしていることを感謝申し上げたいと存じます。

本日諮問申し上げますのは、第18回文の京都市景観賞の最終選考についてでございます。多くのご応募をいただいておりますが、都市空間の中で潤いを感じられる自然などの貴重な資源を生かしつつ、歴史と文化と緑に育まれた魅力的な景観づくりを今後とも区民とともに進めてまいりたいと思っております。

本審議会の委員の皆様におかれましては、本区のよりよい景観形成のために、今後ともお力添えいただくことをお願い申し上げます。簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○萩原幹事** 続きまして、会長及び会長職務代理の選出を行いたいと思っております。

文京区景観づくり条例施行規則第26条第1項の規定により、会長は委員の互選によって定めとなっております。

どなたかいらっしゃいますでしょうか。

**○米田委員** 岸田先生に会長になっていただきたいと私は思いますけれども、皆さんはいかがでしょう。

(「異議なし」の声あり)

**○萩原幹事** 異議なしのお声がありまして、岸田委員のお名前が挙がりました。

それでは、岸田委員に会長をお願いしたいと思います。お席のほうを移っていただきまして、よろしくお願いいたします。

**○岸田委員** わかりました。よろしくお願いいたします。

**○萩原幹事** 続きまして、会長職務代理ですが、文京区景観づくり条例施行規則第26条第3項の規定により、あらかじめ会長の指名する委員となっております。

会長、ご指名をお願いいたします。

**○岸田会長** それでは、この景観行政について、非常に長い経験と学識があります藝大の清水先生にお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**○萩原幹事** では、清水委員に会長職務代理をお願いしたいと思います。清水先生、お席のほうを1つ動いていただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、ここで、岸田会長からご挨拶をいただきたいと思えます。

岸田会長、よろしくお願いいたします。

**○岸田会長** 今、ご指名いただきました岸田でございます。

区長さんの成澤さんのお話にもありますように、今年でこの景観賞は18回目です。再来年には東京で大きな国際的な行事も控えておりまして、ますます東京、あるいは、都心の1つの代表的な区である文京区の美しさというのを国際的にアピールしていかなければいけないところでございます。

今年も多くのすばらしい応募作がありました。委員の先生方のご協力をぜひいただきまして、すばらしい案を選んでいきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○萩原幹事** ありがとうございます。

続きまして、区長より審議会に諮問がございます。

区長、よろしくお願いいたします。

**○成澤区長** 文京区景観づくり審議会会長、岸田省吾様。文京区長、成澤廣修。

文京区景観づくり条例第25条第2項の規定により、下記の事項について諮問いたします。

記、第18回文の京都市景観賞の最終選考について。

どうぞよろしくお願いいたします。

(諮問文手交)

**○萩原幹事** ここで区長は所用がございますため、退席をさせていただきます。

**○成澤区長** 皆さんよろしくお願いいたします。

(成澤区長退席)

○萩原幹事 次に、区職員の委員をご紹介申し上げます。

都市計画部長の中島委員でございます。

○中島委員 中島と申します。よろしくお願いいたします。

○萩原幹事 土木部長の中村委員でございます。

○中村委員 中村でございます。よろしくお願いいたします。

○萩原幹事 施設管理部長の鶴沼委員でございます。

○鶴沼委員 鶴沼と申します。よろしくお願いいたします。

○萩原幹事 引き続き、区職員の幹事をご紹介いたします。

都市計画部都市計画課長、長塚隆史幹事でございます。

○長塚幹事 長塚です。よろしくお願いいたします。

○萩原幹事 土木部みどり公園課長、吉本眞二幹事でございます。

○吉本幹事 吉本です。よろしくお願いいたします。

○萩原幹事 私、萩原も幹事しております。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の審議会の進行につきまして、お手元の次第に従い進めさせていただきます。なお、これから進行は岸田会長にお願いすることといたします。

岸田会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○岸田会長 それでは、進めさせていただきます。

まず、議題の景観賞についてでございます。お手元に次第が用意されていると思いますが、今日の議題は18回の文の京都市景観賞最終選考についての諮問でありました。

選考を行い、答申をしたいと思っております。

まず、事務局のほうから配付の資料の説明をお願いしたいと思います。

○萩原幹事 まず、資料の前に1点ご報告がございます。景観づくり活動賞の候補となっておりました千石界限クリーン作戦～千石護美隊の推薦者から推薦を取り下げる旨の申し出がありまして、このたび候補から取り下げることにいたしましたので、ご報告いたします。

それでは、事務局の浅賀より景観賞の基準の説明をさせていただきます。

○事務局（浅賀） それでは、住環境課の浅賀でございます。

それでは、第18回文の京都市景観賞選考基準についてご説明させていただきます。参考資料第1号の別表をご覧くださいになってほしいんですが、そこに参考基準を示してお

ります。

景観創造賞では新たな都市美の創出に貢献しているもの、ふるさと景観賞ではふるさと文京を感じられるもの、景観づくり活動賞では住民及び団体の活動を通じ「文の京」の景観づくりに貢献しているもの、景観広告賞では地域景観に調和し、人の目にやさしいものと基準を定めております。

さらに、それぞれ4つの詳細な視点を示しております。後ほどの参考の際に、こちらの選考基準に基づき投票をお願いいたします。

以上です。

**○岸田会長** ありがとうございます。景観賞の候補については、表彰分科会座長である米田委員のほうから、その経過あるいは結果についてご説明をお願いいたします。

**○米田委員** 分科会座長の米田でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、私のほうから1次選考の経緯と結果についてお話いたします。

区民公募委員の5名の皆様と、私も含めまして6名で選考いたしました。選考分科会は3回行いました。9月19日の第1回分科会におきましてプレ選考を行い、10月3日に第2回分科会として、プレ選考した全てについて現地調査を行い、審査をいたしました。そして、10月16日の第3回分科会では、1次審査の結果をもとに審議会に上げます候補についての最終選考を行いました。

それでは、プレ選考の経緯について簡単にご説明いたします。

今回も、景観創造賞、ふるさと景観賞、景観づくり活動賞、景観広告賞の4部門について募集を行いましたが、合計で149件の応募がございました。全部を見に行くのは困難でありますから、あらかじめ応募書類等で選考しまして、20件程度まで絞り込みました。その中から選考させていただきました。

応募書類と写真をもとに各委員が物件ごとに5点、3点、0点の3段階評価の採点を行いまして、その合計点数が上位のものをプレ選考し、現地調査の対象といたしました。

また、景観づくり活動賞については、書類審査のみで1次選考を行っております。

その結果は、お手元の参考資料第3号のプレ選考集計結果一覧表のとおりでございます。この結果に基づきまして、10月3日に開催いたしました第2回分科会で、委員が現地調査を行い、審査をいたしました。

1次選考の採点方法は、各委員20点の持ち点で、100点満点で採点いたしました。



た。そして、採点結果と講評をもとに採点を行いました。

それから、参考資料第4号に1次選考結果が載っております。ごらんのとおりでございます。

第3回の分科会は10月16日に行いました。この分科会におきまして、景観創造賞2件、ふるさと景観賞2件、景観づくり活動賞2件、景観広告賞2件を分科会にて選定しまして、本日の審議会に推薦させていただくことといたしました。

なお、景観づくり活動賞の概要につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

以上です。

**○岸田会長** ありがとうございます。

続きまして、景観づくり活動賞の概要を事務局、浅賀さんのほうをお願いいたします。

**○事務局（浅賀）** それでは、景観づくり活動賞の概要をご説明いたします。

候補2点については、今回、現地調査を行っておりませんので、資料第2号の応募用紙及び補足資料をごらんください。

1件目の活動賞、文京区坂道マップになります。資料9ページから15ページになります。これは、区民の生活に根ざした坂を改めて見直す機会を提供することにより、自分たちの地域に対する景観意識を育てることに貢献することを目的とした坂道マップづくりとなっており、その活動となっています。

また、千石界限クリーン作戦～千石護美隊につきましては、先ほど説明があったように、推薦者より取り下げを受けている状況でございます。

事務局からは以上です。

**○岸田会長** ありがとうございます。

続きまして、最終選考物件の説明を、これは米田委員のほうからお願いいたします。

**○米田委員** それでは、お手元の資料第2号をごらんください。

景観創造賞は1位が、受付番号21-1番と21-2番を同一の候補としました。文京第六中学校、90点でございます。2位は、受付番号20番の文京区教育センター、86点でございます。

次に、ふるさと景観賞でございますが、1位は、受付番号36番の弓町の大クス、91点。2位は、受付番号74-1番と74-2番を同一の候補としました櫻木神社、

87点でございます。

次に、景観づくり活動賞でございますが、受付番号6番の文京区坂道マップ、84点でございます。

続きまして、景観広告賞でございますが、1位は、受付番号1-1番、1-2番を同一候補としました松右衛門、74点でございます。2位は、受付番号14番の童心社、71点でございます。

以上が分科会での最終選考物件となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○岸田会長** ありがとうございます。分科会で現地調査あるいはご議論いただきました委員の皆様、ありがとうございます。

大変ご苦勞されたと思いますが、何か補足なり、補充のご説明など、あるいは、感想などありましたら、公募の区民の委員の先生方、どうでしょうか。どなたでも、感想でも結構なんです。遠藤委員、飯森委員、いかがでしょうか。

**○飯森委員** はい。一応参加させていただきまして、それぞれ見せていただきました。大好きな文京区なので、ほんとうに全部入ってもらいたいというのがあります。

それから、過去の写真とか、推薦とか見せていただいて、何個か漏れているのとかあって、また、再選、再々選みたいなものもあったみたいで、今度こそこういうのも、やはり私もそういうので、1位にはならなかったけれども、再選、再々選があるようなのは、やはり潜在的に支持が高いのかと思いますので、載せてもらいたいと思います。

**○岸田会長** ありがとうございます。貴重な意見ですね。

お隣の遠藤委員、いかがでしょうか。

**○遠藤委員** 私も初めて参加させていただいて、やはり何となく素敵だと思ったところが、例えば条例とか法律の問題でだめだったりという、全然区民の立場では知り得ないことを知ったりしておもしろかったこともありますし、やはりすごく愛着を持って何度も応募してくださる方がいらしたり、皆さんいろいろな思いを持って、それぞれの賞に応募されている方がいらっしゃるんだということがよく伝わってきました。

**○岸田会長** ありがとうございます。区民の委員の先生らしいご意見をいただきました。

ほかにございましたら、いかがでしょうか。どうぞ、武田委員。

**○武田委員** 私は文京区の本郷で生まれて育って、現在も生まれたところにおりますので、文京区は結構自転車であちらこちら回る機会が多くて。今回の応募された場所も、既に、こういう選考以前に私、個人的に見て回って、印象深いところをわりとピックアップしていたんですけれども、やはりその印象がこういう応募にも反映しているんだと思ひまして、やはり私の印象が比較的合っていたと自画自賛ではないですけれども、そんな印象を受けました。

以上です。

**○岸田会長** ありがとうございます。ぜひ選考のほうをよろしく願いいたします。

ほかにございますか。

では、なければ、今日は時間的にタイトなような状況なので、進めさせていただきます。よろしいでしょうか。

では、初めは景観創造賞から各賞ごとに選考を進めていきたいと思ひます。選考方法はお手元の投票用紙、こういうものがあるんですが、それを使用しての投票になります。投票の際の取り扱いについては、事務局のほうから説明をお願いいたします。

**○萩原幹事** それでは、投票に際し、以下の3点についてお伝えいたします。

1点目として、今回、各部門の応募物件が2件ずつとなっております。今回は、投票数が過半を超えたものが受賞することになりますので、本日、委員は17名でございます。過半数ですと、9ということになりますので、9票以上の得票がなければ該当なしという取り扱いになります。

2点目です。賞に該当するものがないと判断した場合は白票を投じるか、あるいは、票を入れないかのどちらかの取り扱いをお願いいたします。

3点目として、選考対象の中に委員ご自身の活動の中でかかわったものがある場合は、選考の公正を期するため、該当物件への投票をお控えいただきますようお願いいたします。

**○岸田会長** では、そういう取り扱い、ルールで投票を行いたいと思ひます。事務局で投票を進めてください。投票を進めるというより、その前に、スクリーンで写真を出していただけるんですね。

**○事務局（浅賀）** そうですね。それでは、投票の前にスクリーンで写真を出していきます。

まずは、景観創造賞。1件目は教育センターになります。

○岸田会長 ちょっとすみません。画面が暗いので、ここも照明消していただけますか。

○事務局（浅賀） これが教育センターになります。続きまして、文京第六中学校です。

○岸田会長 以上でございますか。

○事務局（浅賀） ええ、これだけになります。

○岸田会長 ありがとうございます。では、電気をまたつけていただけますか。

○事務局（浅賀） それでは、投票用紙を回収にまいりますので。

○岸田会長 ちょっと待ってください。一応どういうものか、今、この写真で確認できたと思います。

投票の前に、ぜひこれは応援したい、あるいは、これはちょっとどうかという、もし、万が一ご意見がありましたら、どうぞ。

○森委員 森でございますが、教育センターを先ほど見せていただきました。日ごろから私がいろいろな公共建築物を建てる時、また、一般の建築物もそうなんですが、特に公共建築物を建てる時に木を使ってどうかということを褒めさせていただいています。

と申しますのは、国において平成22年に公共建築物における木材利用促進法という法律ができました。この法律によって、地方自治体、特に県レベルでありますけれども、木材をふんだんに公共建築物を建てる際に使っている事例が多く見られます。

国のほうで決めたのはなぜかという、日本の国土の67%が森林でございます、ただ、その森林保全という、日本の特色である緑、それから、木材を保全するのがなかなかいなくて、木材も多く使っていこうという趣旨の法律です。

私たちの自治体については、別に義務ではないので、それをやらなければいけないということはないんですが、法律の精神が木をいっぱい使っていこうということですので、ぜひ学校、または、さまざまな区の公共建築物には木を使っていったらどうでしょうかということもいつも私はお話ししています。

そういった面で、教育センターは全てではないんですが、外観、または、玄関の入り口の天井などにも非常に木材を使っているという点を私は評価したいというふうに思っています。

以上です。

○岸田会長 ありがとうございます。写真もちょっと教育センターのほうに切りかえられますか。これでございますね。思い出していただければいいかと思えます。

ほかに、時間がありますので、あとお一人ぐらい。では、金子委員、お願いいたします。

**○金子委員** どちらがということではないんですが、前回、去年の景観賞のときに議論になったかと思うんです。

つまり、この賞は景観賞ということなので、あくまでも建築物を捉えて表彰するという、それではないということは前提にしながらなんですが、やはり文京区が、自治体がつくったものがノミネートされて、今日も最終選考は2件、それから、資料でもその前のプレ選考の段階でよろしいんでしょうか、4件になっていますが、それもいずれも学校や福祉センター、B-ぐるというのも入っていますが、これも区の施策の1つであるんです。

したがって、実際に表彰される方は推薦者の方がなるというような形に収まってくるんだというふうに思うんですが、ここの表彰する意味合いだとか、賞そのものの意義だとか、このことについては全部終わってからもいいかと思っていたんですが、今後、先生が冒頭におっしゃったように、20回という節目を迎えるに向けては、さらにどういうふうな意義づけをしていくのかということのを改めて問い直すような作業が必要になってくるのではないかというふうに思うんです。

例えば、今、文京区で3つの小学校について、同時に建てかえ、まだ設計段階などを含めてですけれども、やっている、実際に着手している。その後の建てかえ対象になるような学校も、事実上、名前も含めて挙がってきているというので、学校ですと、やはり大事につくらないといけませんから、区のほうも相当お金もかけてつくるといふふうになってくると思うんです。

そうすると、やはり街の中でそういうものがどうしても景観の中の1つの重要な構成要素として目に映ってきますし、それ自体は文京区の景観づくりの上でももちろんいいことだというふうに思うんですが、それを表彰するというこの意味合いについては、既に、今、私が冒頭に言ったような状況があるわけで、前回からの議論もあるということなので、ますます議論していくような必要性が高まっているのではないかというふうに思ったので、その点は一言発言させていただきました。

**○岸田会長** わかりました。ありがとうございます。この創造賞に2件ノミネートされているんですが、その選考に直接は……。

**○金子委員** ということでは。

○岸田会長 ええ、関係は必ずしもないかもしれませんが、参考にさせていただいて、議論を深めたいと思います。

それでは、ほかにどうでしょうか。なければ、投票に移らせていただきたいんですが。

○事務局（浅賀） すみません。それでは、投票のほうお願いします。

（ 投 票 ）

○岸田会長 浅賀さんのほうで進めていただけますか。

○事務局（浅賀） はい。

それでは、続きまして、ふるさと景観賞の2件になります。

まず、1件目が弓町の大クスです。よろしいでしょうか。2件目、櫻木神社です。

○岸田会長 ありがとうございます。委員の先生方、皆さん、ご存じだと思いますが、確認でございました。

創造賞と同じように、何か投票の前に議論しておいたほうがいい、あるいは、強く推薦したいという方がいらっしゃいましたら。いかがでしょうか。

この弓町のクスは区の指定樹木ですか。保存樹木というものに。保護樹木ですか。

○吉本幹事 区の保護樹木という扱いになっております。

○岸田会長 なっているわけですね。建造物の場合は文化財というものがあるんですが、それとはかなり意味合いが違うと考えてよろしいわけですね。建物の文化財の場合は、もともとこの賞の対象にはなりませんよね。それとは違う。

樹齢が600年ぐらいのもので、都内でも有数の大木の1つだということでございますね。

○萩原幹事 はい。文化財ではないということで取り扱いでございます。

○岸田会長 清水先生、どうぞ。

○清水委員 景観重要樹木というのは今、文京区としては決められているんですけど。

○萩原幹事 文京区では、そういった決めているものはないです。

○清水委員 まだないんですね。

○萩原幹事 はい。

○清水委員 はい、わかりました。

○岸田会長 あと1点、同じく、私のほうから、クスに関しては、これは区民のほうから推薦いただいたんですが、このクス自体の景観がすばらしいということで推薦をい

ただいております。

これに関して、いや、実は、このクスを中心としてこの街並みというか、通りが1つの文京区を代表するような、そういう景観になっているのではないかという意見もあるかと思えます。

その点で、本来だったら、推薦の理由に従って判断するということが本筋だと思いますが、この通りとしていいのかどうか、景観として素晴らしいのかどうかということもちょっとお考えいただければいいかと思えます。

それでよろしいんですね。

**○萩原幹事** はい、その考えでよろしいということでお願いいたします。

**○岸田会長** どうぞ、森先生。

**○森委員** 質問ではないんですが、たしか僕の記憶だと、このクスノキそのものが昔はもうちょっと木が鬱蒼としていた記憶があります。それで、過去の、何年か前か、結局、電線に引っかかるとか、あと、折れるとかということで剪定を何回かやった記憶があるんですが、その辺は課長のほうでこの歴史をちょっとひもといていますか。大がかりな剪定をやっているんです。

**○吉本幹事** 区の保護樹木ですので、保護樹木の中で管理費の補助ということで剪定費用の補助が出ております。それは毎年出ていますので、所有者の方から申請があって、毎年剪定の事業を行って、かなり多くの方々が集まって、イベントのような形になっているとは聞いております。

**○森委員** 毎年切っているわけじゃないんでしょう？

**○吉本幹事** 毎年剪定していると聞いています。

**○森委員** 毎年やっているんですか。

**○吉本幹事** はい。

**○岸田会長** 私は存じ上げなかったんですが、その剪定の作業がイベントに近いものになっているんですか。

**○吉本幹事** 私も聞いたところなんですけれども、剪定するときには作業車なり大きな機械が入ってやるものですから、それを見学に来られる方もかなりいらっしゃるような話を聞いております。

**○森委員** 一度大がかりな剪定をして、かなり枝ぶりも変わってきたという記憶が僕はあるんです。もっとすごく枝も張っていて、緑がもっと濃くて鬱蒼としているような

昔の雰囲気はありました。

だから、今日、見にいった感じでは、今はきれいになっているという感じがしているんです。

**○土田委員** よろしいですか。

**○岸田会長** どうぞ。

**○土田委員** 1点、この界限に長くいた時代もあるので、あれですけれども、もともと木造建築のフレンチレストランがあって、楠亭という名前で営業しておりました。その後に、いろいろな事情でレストランが続けられなくなったということで、あのマンションに建てかわる計画ができて、出てきたときに、ちょっとあやふやなんですけれども、もしかしたら切るかもしれないという話があって、地元の方たちも少し反対運動に走ろうかというところを、やはり誠意あるデベロッパーと設計事務所の対応の中で、いや、残す。

それで、僕の記憶が正しければ、木造が建っていたときに比べると、木の大きさは3分の2ぐらいになっています。

**○森委員** ボリューム感が。

**○土田委員** ええ。それは、ちょっと車の中でも先生方とも話をしたんですけれども、まず、それぐらい強剪定をかけて、元木造ですから、多分切って、600年もたっていると、枝張りと同じぐらい根張りがあるんです。それをあの近接距離あのコンクリートの建物、根っこ切ってしまうことを考えると、もしかすると死んじゃうんじゃないかと思ったんですが、かなりうまくやって、それぐらい小さくして生き残らせてくれたというような状況だと思います。

**○森委員** ですね。

**○土田委員** そういう意味では、ご記憶にある、昔、何年前ですか。

**○森委員** 20年ぐらい。

**○土田委員** 20年ぐらい前ですか。そのものはもっと大きくて、道が真っ暗な状態だったと思われます。すみません。

**○岸田会長** ありがとうございます。残念ですね。その20年前の姿を僕は見ていなかったから。

**○土田委員** いやいや。

**○岸田会長** 現状でもすばらしいと思うんですが。



ほかに櫻木神社についてはいかがですか。特に応援したいという方がいらっしゃいましたら。

では、ないようなので、投票に移りたいと思います。では、よろしくお願いします。

**○事務局（浅賀）** それでは、投票をお願いします。

（ 投 票 ）

**○岸田会長** それでは、浅賀さん、よろしくお願いします。

**○事務局（浅賀）** それでは、続きまして、景観づくり活動賞の候補になります。

先ほど説明しましたが、千石の千石界限クリーン作戦～千石護美隊につきましては取り下げておりますので、今回、坂道マップが賞にふさわしいかどうかの判断になります。よろしくお願いします。よろしいでしょうか。

**○岸田会長** どうもありがとうございます。これについては、実物を見るとかというものではないんですが、何かご意見、あるいは、補足の説明等ございましたら。

**○萩原幹事** すみません、事務局のほうから1つ補足説明をさせていただきます。こちらの活動主体なんですけれども、こちらは民間企業が行っているものなんですけれども、利益を上げない活動として実施しているということで確認させていただいております。お金はとっていないということで、お願いします。

**○岸田会長** そうですか。ちなみに主体となっておられる方の名称というのはあるんですか。

**○米田委員** あります。さんぼみち総合研究所株式会社とございます。

**○萩原幹事** 会社のですか。

**○岸田会長** いや、この全体のアプリをつくったりとか、資料をまとめたりするその主体。

**○土田委員** 12ページです。

**○岸田会長** 12ページですか。このさんぼみち総合研究所株式会社ですか。

**○萩原幹事** そうですね。一応民間企業の活動なんですけれども、収益を上げていないというところで判断していただければというふうに思います。

**○岸田会長** この代表者の山崎さんという方はこの会社の責任者ということなんですか。

**○萩原幹事** そうですね。

**○岸田会長** そうですか。

ほかにご質問とか。金子先生、どうぞ。

**○金子委員** 今の説明について、ちょっとよくわからないので教えてほしいんですが、そうすると、この景観づくり活動賞を受ける団体というのは営利団体や営利活動については対象外になるということですか。

それと、あと、さんぽみち総合研究所株式会社については、それは株式会社は普通、営利法人だと思うんですけども、このマップづくりについては営利事業としてやっていないとか、何かそういう整理をしたので大丈夫ですという説明になったのかどうかという、今の説明はちょっとよく理解できない点があるんですけども。

**○萩原幹事** 営利活動かどうかというところで賞の該当する、しないというのは、民間の建物も該当物件にしていますので、活動自体も営利を目的にする、しないはあるとは思いますが、一応今回の賞の選考に当たって、参考の情報として今、お伝えしたということでございます。

**○岸田会長** いかがでしょうか。企業の文化支援活動、メセナというのがございますね。それで、メセナ自体は民間企業がやっても、これは場合によっては表彰されるようなケースもあるかと思うんです。そういう点でいかがでしょうか、金子先生。

**○金子委員** 今のマップのほうはわかりました。わかりましたというか、一応今の説明は、経過はわかったということです。

それと、あと、せっかく聞いたので、そうすると、今回、信任投票みたいなことに意味合いとしてはなると思うんですけども、先ほど千石の図書館のほうの活動されている方については取り下げられたという経過を聞いているんですが、その取り下げ理由だとか、その取り下げることについての取り決めというのは。

要するに、取り下げというのはその方の、申請者の申し出で、直前に取り下げるというのは別にできるということになっているということなんでしょうか。

**○萩原幹事** 今回初めてのケースですので、直前にお申し出があったというところで、まだ事情のほうは確認させていただいていないところなんですけれども、やはり推薦人の方からの取り下げということですので、それを尊重したいということで、今回は候補から下ろさせていただいたという形をとらせていただきました。

**○金子委員** そういう意味合いで言えば、逆に、この審議会ではプレ選考をやって、2つまで上がってきているという経過も同時にあるというふうに思うんです。もちろん出発点のご推薦があることから始まっているので、その方の取り下げというのは尊重さ

れたというのは、事実上の流れだというふうに思うんですが、プレ選考で2つに絞られたという経過もあることを考えれば、取り下げの理由については、こういう理由でないと取り下げは認めていないということの以前に、取り下げ理由の確認というのは一定やはり必要なのかというふうに思いましたので、それは意見として。

**○岸田会長** これについては、特段の、具体的な対応はしないということによろしいですか。

**○金子委員** はい。

**○岸田会長** ということで、ほかに。遠藤先生、あれですか。ほかにございませんか。では、清水先生。

**○清水委員** そういうことで問題ないということであれば、私はちょっとこれはどういう内容なのか、アプリケーションを見てみたんですけども、結構おもしろいとは思ったんです。朱印帳に押していくような感覚で、これをやると、文京区の坂をみんなめぐるような動きが生まれるので、そういうのは文京区への愛着を生むのではないのかというのは思いました。

この歩く会をというよりは、私はこのアプリケーションのほうがいいのかという印象は受けたというところです。

**○岸田会長** ありがとうございます。

どうぞ。

**○土田委員** 文京区の景観計画の中でも坂道というのは特段すごく重要なエレメントといますか、景観として捉えられていますので、どういう商売になるかは邪推はしないという前提で、このアプリケーションが広く坂道に親しむという意味でいくと、文京区の景観計画が坂道を押しているというところとはすごく親和性があるので、清水先生の意見と同じようなところです。

ただ、揚げ足を取ると、正規の景観計画の中で名前のある坂道と書いてあるものと形が合っていないので、語るのであれば、ちゃんと勉強しろと。

要は、民間のこの種のことを景観賞で表彰してしまうと、オフィシャルベースになっていると一般の方が錯覚する可能性があるので、今、ざっと見ると、例えば小日向通りのところから上がっていく坂道が、名前があるところは区の資料は途中で切れていますけれども、こちらは全部上までちゃんと通っているみたいなどころがあったり、なかったりするようになるので、そこは、逆に少し何かアドバイスをあげたら

いいかが。参考意見です。

以上です。

**○岸田会長** ありがとうございます。確かにこれだけ情報をまとめて、見やすく提示できるというのはすごいことだと思うんですが、今の区の公式のというか、指定ところらの、たまたま民間がおやりになっているものとの齟齬を。

**○土田委員** 133ページ。

**○岸田会長** 133ページ。その齟齬を洗い出してフォローしてあげるところは。

**○土田委員** そこまではやらなくていいですけども。

**○岸田会長** できますか。

**○土田委員** ちゃんと見てねという一言だけアドバイスあげれば。

**○岸田会長** ああ、なるほど、そのくらいで。

**○土田委員** コンテンツつくっているほうは真面目にやってくれると思うので。

**○萩原幹事** その事業者にアドバイスするということが自体はできると思いますけれども、区のほうで坂道の冊子を出しておりますので、そちらでご確認くださいというアドバイスはできるかと思います。

**○岸田会長** わかりました。追々、ここで表彰されたいろいろなスポットとか、建造物を。

**○土田委員** 追加してもらおうといいですね。

**○岸田会長** そうですよ。そういうマップもできていくと、さらにいいかと思います。

**○土田委員** 連携アプリとか。

**○岸田会長** ということで、これについては、候補が1件だけなので、いや、これは賞に値しないという方は白票あるいは棄権、これは賞でいいだろうという方はぜひ丸をつけて投票してください。

では、投票のほうをお願いします。

**○事務局（浅賀）** それでは、投票のほうをお願いします。

（ 投 票 ）

**○岸田会長** それでは、ちょっと集計をしている間に、次のほうに移りたいと思います。浅賀さん、よろしくをお願いします。

**○事務局（浅賀）** それでは、景観広告賞の候補になります。1件目が松右衛門です。2件目が童心社になります。

○**岸田会長** ありがとうございます。これについてご意見、あるいは、応援演説等ございますでしょうか。米田委員、どうぞ。

○**米田委員** 広告賞に関して述べたいと思います。現地審査しまして、松右衛門と童心社は全く異なる雰囲気をもつ広告ですが、その評価に関しては甲乙つけがたいと思います。松右衛門は、他の広告賞対象物件が、広告物その他、何らかの建築的要素が道路境界からはみ出しているケースが多かったにもかかわらず、ここはきちんと法律を遵守した上で、このベンチを設置したりとか、または、ご商売をあらわすのれんを掛けたりとか、よくまとめられているんです。そういったところに感心しました。

童心社については、これは広告賞ではもったいないかというぐらいに建物のクオリティーが建築的に非常に高いと感じました。広告賞自体も、非常に小さいですが、非常にきめ細かなデザイン、細心の注意が払われているというのがよくわかります。

そして、広告を見た後で建物のほうを見ると、また非常に細かいデザインが施されて、また、そんなに広くない敷地の中で大胆なフォルムをきちんとまとめられているということで、非常にいい建物だと思いました。

○**岸田会長** ありがとうございます。委員のほうからもまず広告賞ではもったいないですがというご発言があったんですが、あくまでも賞のほうとしては、今回、広告賞として評価するというので考えていただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○**土田委員** もしわかればということで1点教えていただきたいのは、資料の23ページのこの応募用紙のところで、童心社さんのほうが推薦理由が、テキストがないんですけれども、これは、米田先生に聞いたほうがいいのかわからないんですけれども、審査の過程ではどんな議論があったのかというのが、あればお聞かせいただきたいと思いました。

○**米田委員** はい、確かに書かれていません。また、分科会ではその点について議論の対象になりませんでした。

○**土田委員** そうですか。

○**米田委員** ええ。写真がきちんと撮られており強い主張を感じられるために、現地審査に至ったと考えております。

○**土田委員** ありがとうございます。

すみません、それと、もう1点、このお菓子屋さんのほうの、逆に推薦理由のほう

が、広告的な観点がもちろん記載されているんですけども、ある種、環境デザイン  
というか、景観というか、ホスピタリティーの問題としてすごく区民ないしはユーザ  
ーの方が、ある種の情感というか、感覚を心に持って、これがいいと言ってくれてい  
る、すごく素直なストレートな推薦をされているのがすごく気に入ったというか。

景観ってきれいだとか、汚いとか、そういうことももちろんですけども、やはり  
優しいとか、心が休まるとかという視点を内包しているとする、ちょっといいなと  
いう感じを受けたんです。

以上です。

**○岸田会長** 特に先生がおっしゃっているのは、この松右衛門、ベンチとガラス、ある  
いは、のれんの一体となった場所が、ある種表情をつくっている。

**○土田委員** ほんのりと。

**○岸田会長** それの評価の対象になるのではないかとということでございますね。

ですので、委員の先生方が、必ずしも広告という定義に当てはまるかどうかわかり  
ませんが、こちらのほうが、やはり構えとしてすぐれているとご判断になれば、  
評価されたらいいと思います。

どうぞ。

**○清水委員** 私ちょっと質問といいますか、この童心社の建物というのは、私も非常  
によくできていると思ったんですが、今までにこの景観賞の候補に挙がってきたこと  
がなかったんですが、これは最近できた建物なんでしょうか。それはおわかりになり  
ますか。

**○清水委員** 2006年。今までずっと注目されていなかったということですか。

**○米田委員** 今まで出てなかったですよ。

**○清水委員** 全然見たことないですね。

これは、おっしゃるとおりに、広告も非常にいいと思います。ですけども、それ  
はほんとうに一部なんですね。それで、もったいないという気はほんとうに私もしま  
して、建物としての推薦が出てもいいような気がしたので、これで、例えば広告賞を  
とってしまうと、あと、どういうことになるんですか。

**○岸田会長** 部門が違えば、これは別にいいわけですよ。同じ部門でとるというわけ  
にはいかないでしょうけれども。どうでしょうか。

**○萩原幹事** 部門が違えばいいというふうには、同じ部門であれば、やはりちょっと問

題はありますけれども、違う部門であれば。ただ、今までは同じ物件で違う部門で賞をとったということはありませんけれども、今後、そういうこともあるかもしれません。

**○岸田会長** これはあくまでも投票前のことですし、必ずしもこの童心社の話に限らない、一般論としてお考えいただいたほうがいいかと思うんですが、確かに私も実際に拝見して、あの住宅街で、比較的大きな施設にもかかわらず、引けをとって、オープンスペースと、それから、緑を擁している。非常に巧みな優しい表情もする、そういう建物だと思いました。

**○土田委員** 先ほどの文章がない話もそうなんですけれども、これは丸をつけた位置を間違えたということはないんですか。単純に。このアングルを見る限り、どう考えても、表札をアップにしていることを主張している写真ではないので、この応募されてきている写真を若干切り刻んで分析したことがあるんですけれども、これはどう見ても、この表札を撮っている写真ではなくてと思うと、丸の位置を間違えたと判断したほうが。

**○萩原幹事** やはり申し込みの応募は確かに広告賞であったということでございますので、それで。

**○岸田会長** わかりました。  
どうぞ。

**○遠藤委員** 両方とも、実は私は近くに住んでいて、今回、こちらの公募委員として応募させていただいたときに書いた作文の中に書いたんですけれども、景観は確かに見るものというふうに、先ほど先生がおっしゃっていた中で、歩いたり、感覚的に感じるという面があるということも私も思っていて、近所を歩いてみる、それで、そこで体全体で感じる景観みたいなことを考えたときにも、ちょっと広告かどうかという話はあるんですけれども、両方とも違う魅力があって、1つ、松右衛門はもちろんそこで休めるというのもありますし、ちょうどB-ぐるがとまる位置でもあって、今日も行ったら、女子高生の方が座って休んでいたりでして、お客さんではなくても座らせてくれるという優しさだったりがあるのかと思ったのと、あと、童心社は、子供がいるので、あそこの通りをよく歩くんですけれども、やはりあそこに緑があると、あそこは車がすごく多いのでというときに隠れられたりするという。あそこがもしぎりぎりまでビルだったらできないようなことができたりして、次の公園に行くまでのちょっ

としたスポットみたいになっているという意味では、歩いて楽しいとなるんですけども、実際はあそこの緑は見るだけというか、ダイレクトに歩いていたり、体験する場として楽しめるのはベンチのほうで、どちらかというところ、目が楽しいというか、見ている心が休まるというのは童心社なのかと思ったりしてという個人的な感想でした。

**○岸田会長** わかりました。ありがとうございます。今回、広告賞はたまたま2つとも異色というか、普通に看板がいいか、悪いかというものではないのが、ある意味、特別な選考になるのではないかと思います。

ちなみに、ルールから言うと、該当なしというのもあると同時に、受賞が1つだけではないという可能性もあるということですよ。複数作が受賞というのもあり得る。

**○萩原幹事** 過半数の得票があった場合に該当ということになっていますので、複数ということはないです。

**○岸田会長** ないですか。なるほど。同数というのは該当しないわけですね。

**○萩原幹事** そうです。9票とらないと、該当がないということになってしまいます。

**○岸田会長** そうですね。白票があったら。

**○土田委員** 建築のほうで再応募していただくという。

**○岸田会長** という意見もちよっと聞こえてきますが、難しい判断があるかもしれませんが、いずれにしても、丸は2つつけるわけにはいきませんので。いきませんよね。選んでいただいて投票をお願いしたいと思います。

どうぞ。

**○橋委員** この童心社さんは景観創造賞のほうでもエントリーされているんです。ただ、先ほどのおっしゃったように、テキストが全然なくて、写真だけで、最初の審議の中では、創造賞のほうでは、ほかのに恵まれて、ふるい落とされたというか、上のほうにまで上がってこない。

一方、広告のほうでは、写真の中では3位ということに注目して、まず選ばれて、それで、現地に行ってやはりよかったというふうな経緯で。

もう少し応募のほうで要点を、やはり説明されると、それなりにピックアップしたかもわからないですけども、そういうふうな経緯がありました。

**○岸田会長** ありがとうございます。米田先生、これは、書類というか、応募は2部門でなされていたんですか。

**○土田委員** 30番。



- 岸田会長** ええ。出ているということは、リストにあるということは。
- 土田委員** ダブルエントリー。
- 岸田会長** 2つの部門で応募された。それでその両方ともに説明文がなかったということだったんですね。
- 米田委員** そうですね。最近の応募パターンとして、全く同じ文面で応募の項目の丸を変えてくるといったパターンが非常に多いんです。
- 岸田会長** そうなんですか。なるほど。  
どうぞ。
- 海津委員** 今、ちょっと拝見したら、景観広告賞のところで、童心社さんは5位になっているんです。この資料を見ると。
- 岸田会長** ああ、選考でそうですか。
- 海津委員** ええ。上のほうが金魚坂とか、ファイヤーハウスとかがあるんですけども、これが何で削られて、松右衛門さんと童心社さんが上がったのかということをおよと教えてください。
- 岸田会長** その点はどうでしょうか。これは、最終のところでは、童心社は2位になっていますよね。
- 事務局（浅賀）** 事務局のほうから説明させていただきます。  
確かに広告賞で挙がってはいるんですが、まず、プレ選考で挙げたものは単純に書類選考としてやっています。それで、その後、現地に行く前に、法令その他、受賞するに満たないものという点で選考しています。その結果、今回、松右衛門と童心社を挙げさせてもらっています。  
以上です。
- 海津委員** ごめんなさい。私の理解力が鈍いんだと思うんですけども、ちょっと今の選考に値しないというか、金魚坂さんとか上のほうが、何で松右衛門さんと童心社さんが残ったのか、もう1回ちょっと具体的にご説明いただけるとありがたい。
- 事務局（浅賀）** 個別ではなかなか難しいです。法令でというのは、例えば道路に出ているものとか、あとは、建築的な法令関係のものとかということで賞の選考に挙げないということになっています。道路法とか、道路に出ているもの等で判断しているところがございます。
- 海津委員** それがマイナス点で引かれたということですか。

○事務局（浅賀） はい。

○岸田会長 法規等からのチェックがあった場合は、マイナスというよりも、そもそも審査の対象から外れるということになると思います。これはそういうことでございますよね。

○事務局（浅賀） はい。

○岸田会長 では、ほかにいかがでしょうか。もう投票にどうぞ。

○清水委員 童心社は、景観創造賞のほうにも応募がありながら、既に最初で漏れていますよね。それはどういう。何か議論はされたんでしょうか。それとも何も書かれていなかったからなのか。

○米田委員 この件については議論がありませんでした。ここの資料の中に掲載されていないプレ選考分に含まれていましたため、議論の対象になっておりません。

○清水委員 そうですか。

○岸田会長 その辺の議論は詳細はわかりませんが。

○清水委員 来年に期待する。

○岸田会長 そうですね。

○土田委員 説明文がないのはちょっと誠意が足りないという判断。

○岸田会長 それは推薦者の方の問題ですよね。

○土田委員 自薦？

○岸田会長 これは自薦ですか。わからない。

○萩原幹事 こちらは他薦にはなっているんですけども、事情としては、書類でまず選考しなければいけないというところがありますので、やはりどうしても多少こういったことは起きてしまうのかというふうには事務局として考えているところです。

やはり全部を見に行くわけにはまいりませんので、書類の中で選考してから現地を見るということになりますので。

○岸田会長 わかりました。いろいろな先生方から今後のことも含めてご意見をいただきました。

それでは、ほかになければ、広告賞の投票に移りたいと思います。では、投票をお願いいたします。

○事務局（浅賀） よろしければ、投票に移りたいと思います。よろしく申し上げます。

( 投 票 )

○**岸田会長** 萩原さん、これは全体の集計が終わってから発表ですか。それとも、時間があるから、決まったところから。

○**萩原幹事** そうですね。それでは、決まったところから発表させていただきます。

まず、景観創造賞でございます。文京区教育センター9票、文京第六中学校5票、白票が3票でございます。9票を獲得した教育センターが景観創造賞ということで決まりです。

次に、ふるさと景観賞です。弓町の大クスが14票、櫻木神社3票、白票が0ということで、こちらは弓町の大クス、ふるさと景観賞でございます。

続きまして、景観づくり活動賞。文京区坂道マップが12票、白票が5ということで、過半数の9票を超えておりますので、12票ということで、景観づくり活動賞、坂道マップが該当しております。

○**岸田会長** ありがとうございます。教育センターは3回目のノミネートですか。

○**萩原幹事** そうですね。

○**岸田会長** ですね。3回目にして受賞ということで。

○**萩原幹事** 次に、景観広告賞でございます。松右衛門が6票、童心社4票、白票が7票ということで、こちらは該当なしという取り扱いになっておりますので、6と4、白票が7。白票が一番多いということで、該当なしということになってございます。

以上でございます。

○**岸田会長** 該当作がなかったということ自体は残念な結果だと思いますけれども、いろいろ含みがある結果でもあるかと想像しております。

この結果について、何かコメントといたしますか、もし何かありましたら。もう少し時間があるようです。金子先生、どうぞ。

○**金子委員** 最後の広告賞についてですけれども、たしか昨年も、順位的にはプレ選考の段階で低かった、下にあったものが最終選考に残って、実物を見た方が集まって投票したら、たしか該当なしだったんですよね。

選考と投票との関係だけ見ると、同じような現象なのか。同じような要素がある現象なのかと思うんです。

それで、やはり先ほど海津委員が言われた点も加味すると、事前にこういう法令違反だとかというものは、プレ選考で残っても最終選考のところで浮上しませんという

ようなアナウンスが必要なのかどうかというのは、去年も一定議論になった経過があったというように記憶しているんです。

それに加えて、今、冒頭言ったような、点数的には下だったものが最終選考に残って、投票で選外というようなことがあるので、やはり区民の皆さんに応募をお願いする段階と、それから、プレ選考、最終選考のところではどうするのかという課題と、そもそもの表彰する意義だとか要件のところでは、何を表彰するのかという点に立ち戻っての見直しというかが、ここでもやはり必要なのかというふうに思うんですけども、それは今後の課題として私は残るのかというふうに思いました。

**○岸田会長** ありがとうございます。確かに区民の皆さんに、ある意味努力をいただいて、推薦いただいているわけですから、なるべくそういうご努力を反映するような形で、生かしていくような形で賞を運営しないといけないと思います。

ただ、今、決まっている扱いのルールも確かに理由があることなので、ですから、先生から今、いただいたご意見は、ある意味踏まえた上で、応募の際のある種の説明をもう少し丁寧にしていったほうがいいのかと個人的には思いますが、その辺事務局のほうはいかがですか。区民の皆さんの意見をあまりむだにしないように。

**○萩原幹事** ありがとうございます。申し込みのときから法令に違反しないというところのアナウンスをするという考えもあったんですけども、道路法ですとか、建築基準法ですとかということになりますと、専門的過ぎまして、応募の意欲を失うというようなこともありまして、あまり書かないほうがいいのかと今年は判断させていただいたというところでは。

それから、プレ選考の段階では、まずは法令のところは確認しないで、分科会の中で見ていただいて、最終的にはそれぞれの所管で確認していただくという取り扱いにさせていただいています。

法令に確実に違反しているというものは挙げないという取り扱いでやらせていただきまして、少し危ないというところは、昨年もどうするのかといった議論をいただきまして、少し確実ではないところは候補として挙げていきたいと思いますということで昨年度お話しさせていただいたところですので、今後もそのような取り扱いでさせていただければいいのかというふうに事務局は考えております。

**○海津委員** いいですか。今のお話、1つは、確かにあまり小難しくしてしまうと意欲が下がるというのはあると思いますけれども、これだけ皆さんにいいまちづくりの景

観をつくっていくという視点の中に、やはりユニバーサルであったりとか、バリアフリーである視点はすごく大事だと思うんです。

そうした中からすると、道路法に関しても、やはり当然皆さんが声を上げやすくするために、これはちょっといいけど、ここのところは危ないよねというふうな視点とかも、やはりこの賞を通して、何であれは素敵だけれども、ならなかったのかといったときに、こういうふうな、自分たちが街を歩くときに、ちょっとどうなのかといったときにも周知啓発になるような、それこそ専門職がそろっている役所ですので、そのところは、難しい法令をわかりやすく、やはり一番の基本のところをチェックしていただけるような募集要綱をつくっていただいたほうが私はよろしいかと思うので、そこはぜひもう一度事務局のほうも検討いただけるようお願いしたいと思います。

**○岸田会長** どうでしょうか。貴重なご意見をいただいて。

私も募集時の説明は丁寧にもう少ししたほうがいいのかと思ったのと、それともう1つは、結果として、私が推薦したあれが、あんないいのが落ちて、え、こんなのが入ったと思う方もひょっとしたらいるかもしれませんので、事後的な説明も多少は要るかと思いました。その辺ご検討いただければと思いますが。

**○萩原幹事** そうですね。次回以降に向けまして、どういった工夫ができるのか考えてまいりたいというふうに思っております。

**○岸田会長** どうぞ。

**○橘委員** よろしいですか。私も今回、いろいろ議論に参加させていただく中で、法令のこととか、その違反ということ、いろいろ初めて知ったようなことが多くて、一般の、特に他薦の場合などは、区民の人は法令のことにそんなに気を使っていないと思うんです。

それで、そういうことをこの応募のときに、もちろん今、おっしゃったように、いろいろなことを喚起するというのも大事ですけれども、やはり景観賞以前の問題で、もう少しふだんから区民に、やはりこういう法令があって、言い方は難しいですけれども、違反しているのはこんなにあるんだという、その実態というのはいち、この景観賞の枠を離れますけれども、その辺から周知していかないと、非常に専門的なことみたいだけれども、実は広くみんなの生活にかかわっているというふうな、そういう体験というのはいちなかなかわかりにくいというふうに今回思いました。

**○岸田会長** 貴重な意見をありがとうございました。大いに参考にさせていただければ

いいと思います。

それでは、申しわけありません、時間が迫っております。

先ほどからいろいろご議論いただいて、投票の結果もまとまりました。

この審議会の最初に区長から諮問がございました。その諮問に対する答申についてですが、今、事務局のほうからご報告がありました4つの賞、1つは残念ながら該当はなかったんですが、このような選考の結果でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**○岸田会長** はい。ご意見はないようなので、この結果を諮問に対する答申とさせていただきます。

本日の議事は以上となります。委員の先生方、どうもありがとうございました。

では、最後に、連絡事項がございましたら、どうぞ。ありましたか。

**○萩原幹事** はい。長時間にわたりましてご議論いただきましてありがとうございます。

都市景観賞の表彰につきましては、来年1月29日に開催を予定してございます。次回の審議会において、物件の所有者と応募された方にお越しいただき、表彰式を行いたいと思っております。別途、皆様にはご案内を差し上げます。よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。ありがとうございました。

**○岸田会長** ありがとうございます。

— 了 —